

自主防災組織について

自主防災組織とは

1. 地域住民が「**自分たちの地域は自分たちで守る**」という意識に基づき自主的に結成する防災組織
⇒「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」(災対法第5条第2項)
2. 公権力はない(住民の避難については自主的な活動)
3. 自分たちの住む町内会等で活動するのが原則
 - ① 大規模災害時等に自分達の地域の火災、救助に対応
 - ② 簡単な消火、救助活動に従事
 - ③ 訓練・装備は初期対応中心
 - ④ 地域のリーダーのもと活動
4. 法令根拠
 - 災害対策基本法：第5条第2項(市町村の責務)、第7条第2項(住民等の責務)、第8条第2項第13号(施策における防災上の配慮等)
 - 消防組織法：第4条第2項第27号(消防庁の任務及び所掌事務)、第52条第2項(教育訓練の機会)

※ このほか、大規模地震対策特別措置法、国民保護法にも規定あり。

自主防災組織の活動

ア 平常時

- 防災知識の普及
- 地域の災害危険箇所の把握
- 防災訓練の実施
- 火気使用設備器具等の点検
- 防災資機材の備蓄と整理・点検



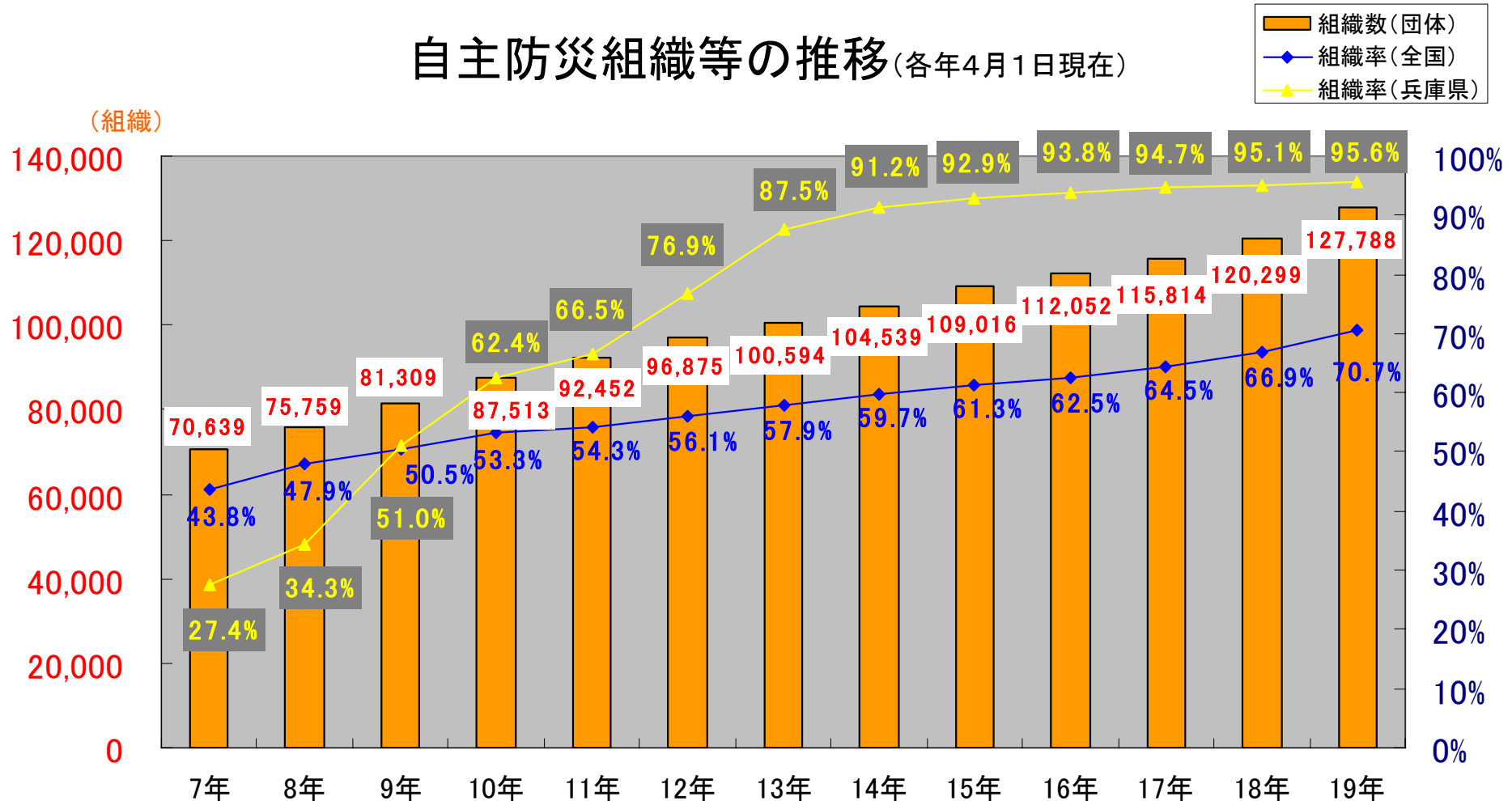
イ 災害発生時

- 災害情報の収集、住民への迅速な伝達
- 出火防止と初期消火
- 避難誘導
- 被災住民の救出・救護
- 給食・給水



大規模災害に備えた住民による防災活動

自主防災組織等の推移 (各年4月1日現在)



※組織率は、「管内世帯数」に占める「組織されている地域の世帯数」の割合(%)である。
(消防庁:「地方防災行政の現況」による)

自主防災組織の抱える課題

① 会議や訓練の準備活動に使う活動拠点の不足

② 組織役員の高齢化と昼間の活動役員の不足

③ 自主防災活動に対する住民の意識不足

④ リーダー不足

⑤ 活動のマンネリ化

⑥ 活動費や資機材の不足

自主防災組織の活性化のための方策

① 住民の自主的な活動を促す工夫

② リーダーの選任の工夫

③ 消防団・消防署との連携

④ 他の地域の自主防災組織等との連携

⑤ 婦人(女性)防火クラブ・福祉ボランティア活動等との連携

⑥ 国・地方公共団体の支援策の活用

地域安心安全ステーション整備モデル事業

～防災・防犯等に幅広く対応する地域拠点・ネットワークの創出と展開～

○ステーションへの情報提供、
ノウハウ提供 等

○地域パトロールの協議
○活動の支援 等

小学校区単位で整備
公民館や消防団詰所
等を活用



消防



連携

警察



市町村

自主防災組織など
各種コミュニティ組織

市町村・消防・警察と
協力し、地域安心安全
パトロールを実施

救出救護・情報連絡・避
難誘導・防犯等のため
資機材等を整備

「地域安心安全ステーション」
(地域の安心・安全活動の拠点)

(例) 応急手当講習等を実施



(例) 防災訓練
の実施



(例) 安心・安全のシンボル
カラー「青」の回転灯
を使用したパトロール



具体的施策

- ステーションに対して、救出救護用資機材（AEDなど）・情報連絡用資機材（携帯用無線機など）・消火用資機材・避難用資機材等の防災資機材を配備し、ステーションを中核とした防災訓練や応急手当講習等の実施を推進
- 自主防災組織や各種コミュニティ組織が、市町村を通じて消防・警察等地域の各種組織と協力しながらステーションを拠点として行う防災・防犯活動について、その各種活動状況を検証・取りまとめのうえ、他地域への普及啓発を展開

自主防災組織育成に対する支援

○都道府県によるシンポジウムの開催(平成15年度～ 毎年3ヶ所)

自主防災活動の重要性の啓発や、自主防災組織連絡協議会の発足による活動の活性化を要請。

○自主防災組織の結成に向けた手引き・CD作成

平成14年度 「自主防災組織の手引き」(冊子): 自主防災組織活動を進めるための指針として作成。

平成15年度 「自主防災組織の結成に向けて」(CD-ROM)

: 自主防災組織の結成のポイントを、視覚的にわかりやすく示したCDを作成。

平成18年度 「自主防災組織の手引き」(冊子)

: 従来の手引きを改訂。地域における連携と安心安全なまちづくりをキーワードに大幅に加筆し、優れた活動事例を多く掲載。

○地域安心安全ステーション整備モデル事業(平成16年度～)

啓発広報等は、消防庁が実施。

資機材整備に要する経費については、(財)自治総合センターが支援。

モデル事業実施団体数

年 度	団体数
平成16年度	15団体
平成17年度	100団体
平成18年度	103団体
平成19年度	103団体

○コミュニティ助成事業(自主防災組織育成助成事業)

(財)自治総合センターが、自主防災組織(婦人(女性)防火クラブを含む。)の資機材等の整備に対し、助成。
消防庁は、同センターが行う申請の審査に対して、助言。

平成18年度 予算額: 2億5,000万円 実績: 2億4,930万円(採択197件、申請413件)

平成19年度 予算額: 2億5,000万円

事例調査・その1 新潟県柏崎市松美町の例

1. 災害の概要

平成19年7月16日午前、新潟県中越沖地震が発生。松美町内では、全壊3棟、半壊25棟、一部破損319棟の被害。

2. 対応の概要

○町内会長の指示で、町内会役員が避難所に住民を誘導。

○発災直後に、町内会役員と青年部員が手分けして、町内を一軒一軒見回って住民の安否及び被害状況等を確認し、結果を町内会長に報告。

○町内会がボランティアをコーディネート。町内会長がコーディネーターとしてコミュニティセンターに10日間駐在。

⇒ ボランティアの協力により、高齢者・障害者にとって負担だった早朝（～8時）のゴミ出しが可能に。

注）市あっせんのボランティアの活動時間は9時～17時。

町内会独自のボランティア受入れについては、市に事後報告。

○発生直後3日間は、火災や泥棒の心配があったため、青年部、町内役員、消防団員が夜間警備を実施。

○町内の復旧活動は、町内会長の指示に従い、副会長が中心となって展開。

○発災3日後及び1か月後に、町内会独自の「被害状況調査」を実施。

⇒ 発災後の住民ニーズが把握でき、支援が必要な人に対する保健師及びボランティアの派遣がスムーズに。

⇒ 被害状況をデジカメで記録し、市に提出した結果、市としても短時間で被害場所の確認が可能に。

3. 平素の取組

○町内会として「災害時要援護者希望調査」を実施。

⇒ 今回の地震において、避難支援に活用。

○各種町内行事を通じて、自主自立のまちづくりを目指している。子供会、青年部、老人会・消防団等の横の連携、近隣町内会・企業との連携を重視。

○情報伝達及び情報の共有のため、町内会だよりを毎月発行。

事例調査・その2 山形県鶴岡市田川地区の例

1. 災害の概要

平成19年6月26日早朝、大雨により地区の小規模河川が氾濫し、床下浸水、斜面崩落、道路損壊等が発生。

2. 対応の概要

- 気象台の警報発令より先に、自治振興会・住民会役員と消防団員が一体となって、住民に注意喚起。
 - ⇒ 自治振興会・住民会や消防団という縦割りではなく、活動可能な地域住民が総出で、一体となって警戒活動を実施。自治振興会長と分団長が随時連絡を取り合った。
- 鶴岡市内でも田川地区周辺だけの局所的な災害
 - ⇒ 市全体の対応を待つことなく、地区住民が主体的に行動。住民が被災箇所を発見。写真を撮影して市役所に報告。

3. 平素の取組

- 自治振興会やその下の住民会が防災の役割も担っている。
 - ⇒ 平素からの取組の重要性にかんがみ、別途防災組織を作るのではなく、既存の住民会等を活用して防災体制を構築。
- 今後の防災体制の強化に向け、通信機器、資機材等の助成の拡充を希望。

4. 消防団等関係団体の状況

- 市消防団は、充足率は高いが、他方でサラリーマンの割合が83%。
 - ⇒ 平日日中の消防団員の少ない時間帯に対応するためには、今後、地元住民による行動隊（仮称）の設置等が必要との認識。
- 消防団員が住民会や学区の防災訓練を指導。消防署も積極的に協力。
- 消防団OBの防火・防災活動への参加意欲高い。他方、現役団員からは慎重な意見も。
- 消防団員OBは、体力は衰えても技能や経験を有しており、資機材を活用した自衛消火活動は可能。
 - ⇒ 特に現役団員が手薄な時間帯には重要であり、今後、OBのあり方の検討が必要との認識。

事例調査・その3 長野県辰野町赤羽区の例

1. 災害の概要

平成18年7月19日朝、大雨による土砂災害が発生。辰野町内で死者4名（隣接する岡谷市で死者8名）。

2. 対応の概要

- 赤羽区の住民から成る赤羽防災隊（隊長：赤羽区長）が、消防団、日赤奉仕団、市役所等と連携しつつ、災害警戒（個別訪問等）、避難所運営等を実施。
- 土石流の発生直前に、防災隊員が予兆を発見。住民に避難を呼びかけ、犠牲者の発生を阻止。
⇒ 過去の土砂崩れの経験が予兆発見に奏功。赤羽区の人的被害は軽傷者1名にとどまる。
- 赤羽コミュニティセンターに避難所を8日間設置。その運営は、赤羽区の住民が自主的に実施。
⇒ 午前・午後の1日2回、町職員が避難所を訪問し情報を共有。途中からは県職員が常駐。
- 炊出は、住民が材料を持ち寄り、日赤奉仕団を中心に調理。

3. 平素の取組

- 防災隊として、平素から、防災訓練、防災点検、「独り暮らし高齢者台帳」の整備等を実施。
⇒ 防災訓練は、消防団、日赤奉仕団と合同で実施。
- 平素からコミュニティ活動が活発
⇒ 区の議会、条例（区民の権利・義務、区の組織、財務、道路・河川の保全等を規定。）、各種委員会あり。

4. 消防団等関係団体の状況

- 消防団（分団）は、団員54名中30名が出動したが、サラリーマン団員は出動に困難伴う場合あり。
⇒ 出動したサラリーマン団員は徐々に仕事復帰。他方、分団長（自営業）は1週間仕事できず。
⇒ 避難者も2、3日経てば自助可能。避難者の自助は、消防団員や日赤奉仕団員が早期に職場復帰する上でもプラス。
⇒ 平素から企業に協力を依頼。出動時には「出動証明書」を発行。
⇒ 日赤奉仕団も、消防団と同様、平素から企業に協力（従業員の勤務面）を依頼。
- 消防団の詰所が区の集会所の隣に所在。
⇒ 今回の土砂災害においても、防災隊と消防団が緊密に連携。直接又は携帯電話で連絡取り合う。

事例調査・その4 石川県輪島市門前町の例

1. 災害の概要

平成19年3月25日午前、能登半島地震が発生。輪島市門前町では、29人が負傷（重傷22人、軽傷7人）。住宅被害は全・半壊合わせて約1,000棟、一部破損は約2,700棟。

2. 対応の概要

○地震による火災がなかったため、消防本部及び消防団は、地震発生直後から救助活動を実施。

○救助活動に際しては、民生委員が作成していた「地域みまもりマップ」が迅速な安否確認に奏功。

⇒ 「地域みまもりマップ」とは、ねたきり高齢者等の所在を明らかにした地図。民生委員が作成し、市町村等と共有することにより、災害対応や日頃のみまもり活動に活用。平成7年の阪神・淡路大震災を契機として、石川県が作成を推進（平成8年2月策定の石川県障害者計画に位置付け。）

近年は、個人情報保護の観点から多くの市町村で作成が中断されていたが、輪島市門前町（旧・鳳珠郡門前町）では、民生委員の判断により毎年の更新を継続。

⇒ 今回の地震では地域みまもりマップが功を奏したことから、輪島市では「高齢者見守りネットワーク」を構築するための準備を進めているところ。

○輪島市の消防団長は、消防団員に対し地元地域での活動に専念するよう指示。他方、被災程度がさほど大きくなかった地区の分団には、団長から応援出動の指示があるものと思っていた、との声も。

3. 平素の取組

○輪島市は集落ごとの繋がりが強く、平素から住民間のコミュニケーションが取れている。

○平成18年の輪島市の防災訓練において、避難誘導訓練を実施。

⇒ 今回の地震に効果あり。

4. 消防団等関係団体の状況

○ 輪島市消防団は16分団、団員総数は403人。うち門前町は、8分団150人。

○ 輪島市では消防団のほか、各集落ごとに区長制を採用。1つの区の世帯数が多い場合は、その下に班を組織。各区には地域の自衛消防隊があり、可搬式動力ポンプ（C1級以上）を設置。

事例調査・その5 石川県白山市の例

1. 災害の概要

平成19年6月14日午後 白山市内の林道（幅員4m）において、コンクリートミキサー車が林道の外に転落し、崖の中腹に引っ掛かった状態で止まった。

運転手1名が負傷。

⇒ 事故現場が崖の中腹であったため、救出には長時間（8時間以上）を要した。

2. 対応の概要

○消防本部は、現場指揮、二次災害防止、要救助者の救助救急活動等を実施。

○消防団（白山市南消防団）は以下のような活動を実施。

- ・必要な資機材（当て木、ロープ、投光器等）の調達及び搬送
- ・重機に精通した団員による重機の選定及び手配
- ・ミキサー車に精通した団員による構造上の情報提供
- ・要救助者の収容補助
- ・資機材の撤収作業

○救助活動が長時間に及んだため、地域住民が、救助活動に従事した消防職・団員に対して炊出を実施。

3. 平素の取組

白山市南消防団のうち、吉野谷分団及び尾口分団の担当区域には、石川県と岐阜県を繋ぐ白山スーパー林道等いくつかの林道が通っており、毎年6月には、白山スーパー林道において、両分団のほか石川県林業公社、石川県消防防災航空隊等が合同で救助訓練を実施。

4. 消防団等関係団体の状況

○ 吉野谷分団及び尾口分団には、幼少期から地元で育ち、地理に精通した団員が多い。

○ 消防団のOBには山岳捜索・山岳救助の経験の豊富な者が多く、現役団員もOBに意見を求めることがしばしばある。